

規 則

埼玉県農業水利審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十五号

埼玉県農業水利審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県農業水利審議会規則（平成十八年埼玉県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号を次のように改める。

四 農業委員会ネットワーク機構の理事

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第三条第一項第四号の規定により委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に、改正後の同号の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、平成二十八年十一月六日までとする。